



令和 7 年 12 月 5 日

首都圏における冬季道路関係者会議

首都圏・北関東甲信地方における大雪時の対応について

～ 今冬における予防的通行止めの基本的な考え方についてお知らせします ～

明後日 12 月 7 日は、二十四節気の「大雪（たいせつ）」の日です。本格的な降雪期を迎えるにあたって、令和 6 年 2 月 5 日から 6 日にかけて行った予防的通行止め（注 1）の教訓及び昨冬の経験等を踏まえ、今冬における予防的通行止めの基本的な考え方についてとりまとめました。

今冬においても、とりまとめた大雪時の対応策を確実に実施してまいります。

国土交通省では、「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」（令和 3 年 3 月）ことを基本的な考え方として「予防的通行止め」を実施します。

首都圏等におけるこれまでの大雪時や昨冬の経験、過去の車両滞留実績を踏まえ、課題と今後の対応策について検証を行うため、首都圏を基本に面的に広がる交通網から繋がりの強い隣県も含めた道路管理者（注 2）による「首都圏における冬季道路関係者会議（以下、「関係者会議」という）」を設置し、議論を進めてまいりました。

今般、今冬における予防的通行止めの基本的な考え方と道路をご利用の皆様へのお願いをとりまとめたので、お知らせします。予防的通行止めに関する考え方の詳細は、関東地方整備局のホームページにて公開しておりますのでご覧ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 千葉県政記者会 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ 刀水クラブ・テレビ記者会 山梨県政記者クラブ 長野県庁会見場 長野市政記者クラブ 長野市政記者会 中部地方整備局記者クラブ 中部専門記者会 静岡県政記者クラブ 静岡県社会部記者会 沼津記者会 三島記者クラブ 下田記者クラブ 御殿場市記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 横浜市政記者クラブ 横浜ラジオ・テレビ記者会 川崎記者クラブ 相模原記者クラブ さいたま市政記者クラブ 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

○道路に関すること

関東地方整備局 道路部 道路管理課 電話：048-600-1345

メールアドレス：ktr-soudan@mlit.go.jp 課長 内山（内線 4411）

東日本高速道路株式会社 お客様センター TEL：0570-024-024 または TEL：03-5308-2424

中日本高速道路株式会社 お客様センター TEL：0120-922-229 または TEL：052-223-0333

首都高速道路株式会社 お客様センター TEL：03-6667-5855

○気象情報に関すること

気象庁東京管区気象台 気象防災部 電話：042-497-7221 気象防災情報調整官 吉田（内線 803）

今冬における予防的通行止めの基本的な考え方

■今冬の気象予報（気象庁東京管区気象台）

最新の3か月予報（12月～2月）では、この冬の関東甲信地方の降水量は、低気圧の影響を受けにくいため、少ない見込みです。気温は、ほぼ平年並の見込みです。なお、北・東日本日本海側の降雪量は、ほぼ平年並の見込みです。冬型の気圧配置の際には長野県や関東地方北部では大雪になることや、過去には本州の南岸を通過する低気圧により関東地方南部の平地でも広い範囲で大雪となったことがありますので、最新の気象情報等の確認をお願いします。

■首都圏・北関東甲信地方における道路の予防的通行止めの考え方

【高速道路の予防的通行止めの考え方】（別添1：資料は[こちら](#)）

- ・高速道路では大雪時の大規模な車両滞留を防ぐために、降雪の気象予測や降雪状況を踏まえて、安全な通行ができなくなる前の段階で躊躇なく予防的通行止めを実施します。
- ・降雪が無い又は少ない区間も含めて予防的通行止めを行う場合があります。

【国道の予防的通行止めの考え方】（別添2：資料は[こちら](#)）

- ・国道の予防的通行止めを実施する区間は、過去の車両滞留実績や道路構造等を踏まえ、必要な区間を設定します。
- ・高速道路に並行または高速道路に接続する国道については、交通集中による立ち往生のリスクがあるため、基本的に高速道路の通行止めと同時に予防的通行止めを行います。
ただし、高速道路に並行する都市部及び環状の国道については、いつでも通行止めを実施できる体制をとりつつ、立ち往生が発生しやすい高架部や急勾配区間（以下、要注意箇所）の除雪体制を強化し、パトロールや薬剤散布等の車両滞留を防ぐ取組を集中的に実施します。その後、降雪状況や要注意箇所の状況から必要と判断した場合に通行止めを実施します。

【地方公共団体が管理する道路】

- ・大雪警報の発令（または発令のおそれ）がある場合や、除雪作業が間に合わないおそれがある場合など、必要と判断したときに通行止めを実施します。
- ・大雪時は、各地方公共団体の防災・災害情報等をご確認ください。
- ・高速道路や国道などの主要道路の予防的通行止めに伴って、迂回する車両が地方自治体の管理する道路に集中し、立ち往生リスクが高まることが想定される場合、主要道路の通行止めと同時に通行止めを実施することがあります。

■ 予防的通行止めの情報発信と、道路利用者へのお願い（別添3：資料は[こちら](#)）

（1） 予防的通行止めの情報発信等

- ・首都圏における冬期道路の効果的な広報検討会の提言を踏まえ、関係機関で連携し、予防的通行止めを実施する可能性が生じた場合の事前広報など、降雪時の通行止めに関する情報発信の改善に取り組みます。

（2） 道路利用者へのお願い

- ・冬タイヤを装着されている車両であっても、他車両の事故やスタック等により大規模な車両滞留に巻き込まれる恐れがありますので、運転の取りやめや計画の変更にご協力をお願いいたします。
- ・やむを得ず通行止めとなった場合は、通行止め区間に応じて迂回をお願いいたします。

■ 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について（別添4：資料は[こちら](#)）

国土交通省物流・自動車局では、令和2年12月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したこと、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着、チェーンの装着方法の事前確認、携行及び早めの装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

関東地整HP（関東甲信地方の冬道ポータルサイト）

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000003.html>

（注1） 予防的通行止め：大雪時に車両が立ち往生しやすい場所等において通行止めを行い、集中的・効率的に優先して除雪を行うことで大規模な車両滞留を防ぐこと。

（注2） 道路管理者：関東地方整備局、中部地方整備局、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、中日本高速道路株、東日本高速道路株、首都高速道路株、気象庁東京管区気象台（オブザーバー）